

利用料金表

(令和6年6月1日より)

【介護保険の法定利用料および利用者負担】

1. 訪問看護料金

時間	介護給付費 単位数	利用者負担金 (1割)	利用者負担金 (2割)	利用者負担金 (3割)
20分未満 (要介護)	314単位	314円	628円	942円
30分未満 (要介護)	471単位	471円	942円	1,413円
30分以上1時間未満 (要介護)	823単位	823円	1,646円	2,469円
1時間以上1時間30分未満 (要介護)	1,128単位	1,128円	2,256円	3,384円
20分未満 (予防介護)	303単位	303円	606円	909円
30分未満 (予防介護)	451単位	451円	902円	1,353円
30分以上1時間未満 (予防介護)	794単位	794円	1,588円	2,382円
1時間以上1時間30分未満 (予防介護)	1,090単位	1,090円	2,180円	3,270円

※交通費は、通常の訪問看護地域の場合所定単位数に含まれます。

※早朝（6時～8時）・夜間（18時～22時）は25%増、深夜（22時～6時）50%増

※准看護師が訪問の場合は、所定単位数の90%となります。

※20分未満の訪問看護は、24時間対応体制の整備、かつ週1回以上、20分以上の保健師
又は看護師による訪問看護を行った場合のみ算定できます。

※長時間（1時間30分以上）の訪問看護を行う場合は、所定点数に300単位加算となります。

2. 加算料金

項目	介護給付費 単位数	利用者負担金 (1割)	利用者負担金 (2割)	利用者負担金 (3割)
緊急時訪問看護加算Ⅱ（月1回）	574単位	574円	1,148円	1,722円
特別管理加算Ⅰ（月1回）	500単位	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算Ⅱ（月1回）	250単位	250円	500円	750円
ターミナルケア加算（適応時）	2,500単位	2,500円	5,000円	7,500円
初回加算Ⅰ（新規）	350単位	350円	700円	1,050円
初回加算Ⅱ（新規）	300単位	300円	600円	900円
退院時共同指導加算（月1～2回）	600単位	600円	1,200円	1,800円
看護体制強化加算Ⅱ（月1回）要介護	200単位	200円	400円	600円
看護体制強化加算Ⅱ（月1回）予防介護	100単位	100円	200円	300円
サービス提供体制強化加算Ⅱ（1回につき）	3単位	3円	6円	9円
専門管理加算（月1回）	250単位	250円	500円	750円
遠隔死亡診断補助加算（1回につき）	150単位	150円	300円	450円
口腔連携強化加算（月1回）	50単位	50円	100円	150円

項目	介護給付費 単位数	利用者負担金 (1割)	利用者負担金 (2割)	利用者負担金 (3割)
複数名訪問看護加算（Ⅰ）				
30分未満（1回につき）	254単位	254円	508円	762円
30分以上（1回につき）	402単位	402円	804円	1,206円
複数名訪問看護加算（Ⅱ）				
30分未満（1回につき）	201単位	201円	402円	603円
30分以上（1回につき）	317単位	317円	634円	951円

※ 「緊急時訪問看護加算」の同意を得た方の場合、臨時訪問時の要した時間に応じ、訪問看護料金の負担割合に準じた料金が生じます。

※ 「特別管理加算」は、厚生労働大臣が定める状態にある者（医療機器等を使用する者等）として定められている利用者に行われる管理のことです。

①特別管理加算（Ⅰ）在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態

②特別管理加算（Ⅱ）在宅酸素療法指導管理を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等

※ 特別管理加算、緊急時訪問加算、ターミナルケア加算は区分支給限度額の算定対象外となります。

※ 緊急時訪問看護加算対象者に早朝・夜間、深夜の緊急訪問看護を行った場合は、1月以内の月2回目以降に25%又は50%の加算となります。

※ 特別管理加算対象者に1時間半以上の訪問看護も可能となりました。（300単位加算）

※ 「ターミナルケア加算」はご自宅で行われる終末期の看護のことです。

※ 「看護体制強化加算」は一定基準を満たし、中重度の利用者様に対して充実したサービスを提供できる体制を確保した場合

※ 「サービス提供体制強化加算」は厚生労働省の基準に適した施設に対する加算です

※ 複数名訪問看護加算（Ⅰ）は2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合

複数名訪問看護加算（Ⅱ）は看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合をいいます。

【介護保険法定外の利用料】

1. 交通費：通常の訪問看護地域以外の場合、交通費の実費をご負担していただきます。

自動車を使用した訪問の場合、往復550円/日（税込）

2. 介護保険支給限度額を越えた訪問看護利用料は、10割負担となります。

3. ケアプラン上の訪問看護時間を超過した場合の訪問看護利用料

営業時間内30分毎に、1,000円（15分超過から適応となります）

営業時間外30分毎に、2,000円

4. 緊急時訪問看護加算に同意していない方の場合、訪問看護料金は10割相当の法定利用料額とさせていただきます。

5. 死亡時の看護

死亡時のご遺体のお世話等 11,000円（税込）

6. その他の費用

おむつ等を使用した場合、実費相当額をいただきます。

※ 訪問看護は医師の指示に基づいて実施されるものであり、1ヶ月～6ヶ月の有効期限とし

『訪問看護指示書』が発行されます。その際、主治医の医療機関において利用者一部負担金が発生いたしますことをご了承ください。

利用料と利用日の目安

利用日	毎週：日・月・火・水・木・金・土曜日	
利用料	月	回程度
	計 初回のみ	円
	負担金（保険分） 月	円程度
	交通費（自費分） 月	〇円程度
	計	円程度